明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（経済産業一五）　一
〔告示〕
○液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件（経済産業五一）　五

省令

○経済産業省令第十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十七日

経済産業大臣　梶山　弘志

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保安係員等の講習） **第六十六条**　［略］ ２・３　［略］ ４　前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。	（保安係員等の講習） **第六十六条**　［略］ ２・３　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保安係員等の講習） **第六十八条**　［略］ ２・３　［略］ ４　前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。	（保安係員等の講習） **第六十八条**　［略］ ２・３　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	